

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	〇財務省令第三百四十二号
発行価格	発行単位	振替額面金	最低額面金	払込金額	発行方法	用振替項法	の法律及の適法	発行の根拠	名稱及び記	平成二十二年九月七日付利付債券(五年)~(第八十)
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、るよ最振る低替も額口の面座と金簿	五千百十額い募の定以律社條九特四利付債第年別回一法會株式等の振替法~(五年)~(第八十)	財務大臣 藤井 裕久	五百三十萬八千五百八	三千五百二十億八千五百八	一百三十億八千五百八	三億三千五百二十億八千五百八	五百三十萬八千五百八	五百三十萬八千五百八	五百三十萬八千五百八	五百三十萬八千五百八

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年

○ るす出額
。るしに各
期た加募
日金え集
に額、取
払を次扱
い第機
込十算
む八式は
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二)

規下は払し払平
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の銀額し十とを適該式で者をじた當該式にもの座の所行時
期及翌行を、一が乗用非にあが発金によにと得
日び営休支次年でじを居よる非行金によにと得
に第業業払の十きた受住り合場居時額額りつ記し税い
つ十日日う算二る金け者算に住にたに算て載てが
い五にに。式月。額て号支当たに二)る又出は者おだ百出は又振源、
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の
いへと、算を除税國金記外取当二金記録座収利
て以き支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

初
期
利
子

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
額
元
場
所
期
支
額
償
還
金
期
限
償
償
の
利
期
子
以

額面金額 $\times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 六 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
九 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 。 前 、 及
七 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十